

第4編 人事(大月都留広域事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)

○大月都留広域事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(昭和56年12月21日条例第6号)

改正 昭和63年7月11日条例第4号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(義務の免除)

**第2条** 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ組合長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、組合長又はその委任を受けた者が必要と認める場合

(委任)

**第3条** この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)の施行の日から適用する。